

平成27年3月10日

佐賀県地域事務局

認定支援機関及びコンサルタントに関する留意事項について

ものづくり補助金の申請にあたっては、中小企業者が単独で事業計画を策定するのではなく、外部の支援組織である認定支援機関のサポートを受け、その確認書を添付することを要件としています。

その趣旨は、申請における事業計画は中小企業者自身が考えて主体的に策定することを大前提とし、それを認定支援機関が補完的にサポートするとともに、事業計画の実施段階においても支援を行うことにあります。

しかしながら、認定支援機関やそれ以外のコンサルタントに対して申請書作成全体を一任する等のケースがあり、無理な事業計画が実行できずに中止を余儀なくされる等のトラブルの情報を受けています。無理な事業計画に基づいて採択を獲得しても、事業計画が遂行できずに採択後に交付取消しとなった場合等、中小企業者が大きな不利益を被ることが懸念されます。

具体的には、下記のようなトラブルが懸念される場所ですが、ものづくり補助金においてこのようなトラブルが発生することがないように、申請を検討している中小企業者等に対して注意喚起いただけますようお願いいたします。

【想定事例1】

- 「認定支援機関」が、補助金獲得のみを目的とし、中小企業者が意図していない内容の申請書を作成。審査の結果採択されたが、中間監査において、中小企業者が申請書に記された事業計画自体を理解していなかったことが判明。中小企業者は、事業計画の遂行は困難として、採択を辞退することとなった。

【想定事例2】

- コンサルタントに、申請書作成代行と認定支援機関の紹介を依頼し、「成功報酬」払いの契約を交わした。しかしながら、「事業計画の成功」ではなく「補助金採択の成功」が条件であったため、事業化に失敗したにも関わらず、多大な「成功報酬」の支払いだけが残った。

【想定事例3】

- 機械装置メーカーからコンサルタントの紹介を受け、そのサポートの下に事業計画を作成し採択された。その後、補助金のルールに基づいて合見積によって当該メーカー以外の機械装置を導入しようとしたところ、コンサル料を割増で請求された。